

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 2 年 7 月 21 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸各所改修工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	令和 2 年 7 月 22 日		
9	工 期（至）	令和 2 年 10 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	35,299,000 円	32,090,000 円	97.9 %
	見 積 金 額	34,540,000 円	31,400,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、三笠宮邸公室棟の内装改修、私室棟水廻りの改修等を行う工事である。</p> <p>三笠宮邸の改修にあたっては、御留守中や公的行事の合間等限られた時間内に施工を完了することが求められるため、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、当該施設において過去に大規模改修や増築工事を施工した者であり、上記の条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号イに基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和2年7月21日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工事件名	三笠宮邸各所改修工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂(赤坂御用地内)
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事, 電気設備工事, 機械設備工事 各一式
8	工期(自)	令和2年7月22日
9	工期(至)	令和2年10月30日
10	原契約請負金額	34,540,000円
11	変更契約年月日	令和2年10月23日
12	変更後工期(至)	工期(至)は, 原契約のとおり
13	変更増減請負金額	1,848,000円
14	変更後請負金額	36,388,000円
15	変更理由	<p>(建築工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工段階検討により, 以下の変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上にオーバーフロー管を新設する。 ・造作家具の寸法を変更する。 ・天井点検口を追加する。 ・洗面器置台を追加する。 ・御浴室の天井の一部を勾配天井からフラット天井に仕様変更する。 ・御浴室の床仕上をタイル張りからビニル床シート仕上に変更する。 ・既存タイルの取り外し, 取り付けを追加する。 2. 施工期間中に判明した事項について, 以下の変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・既存浴室から漏水していることが判明したため, 塗膜防水を追加する。 ・既存天井壁紙が袋張りであることが判明したため, 直張りから袋張りに仕様変更する。 ・既存雨水配管が新設污水配管に干渉することが判明したため, 雨水配管の盛替えを追加する。 <p>(機械設備工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工段階検討により, 浴槽の排水管にトラップを追加する。 2. 施工期間中にダクト貫通部が庇と干渉することが判明したため, ダクトのルートを変更する。

随意契約調書

1	契約年月日	令和 2 年 8 月 7 日		
2	請負業者名	清水建設株式会社		
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工事件名	常陸宮邸各所修繕工事		
5	工事場所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）		
6	工事種別	電気工事		
7	工事概要	電気設備工事，建築工事 各一式		
8	工期（自）	令和 2 年 8 月 8 日		
9	工期（至）	令和 3 年 2 月 26 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予定価格	11,979,000 円	10,890,000 円	99.2 %
	見積金額	11,880,000 円	10,800,000 円	
11	随契理由	<p>本工事は，常陸宮邸内の構内交換設備（電話設備）更新，非常照明用無停電電源装置更新及びじゅうたん更新を行う工事である。</p> <p>常陸宮邸の改修にあたっては，御留守中や公的行事の合間等限られた時間内に施工を完了することが求められるため，工期の短縮，経費の削減，安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも，納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は，当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有し，上記の条件を満たす唯一の業者であるため，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき，同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和2年8月7日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	常陸宮邸各所修繕工事第1回変更
5	工事場所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）
6	工事種別	電気工事
7	工事概要	電気設備工事，建築工事 各一式
8	工期（自）	令和2年8月8日
9	工期（至）	令和3年2月26日
10	原契約請負金額	11,880,000円
11	変更契約年月日	令和2年9月25日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	0円
14	変更後請負金額	11,880,000円
15	変更理由	<p>電気設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本電気設備工事は，構内交換設備（電話設備）更新及び非常照明用無停電電源装置更新を行う工事である。これらの更新は停電時に行う必要があるため，施工日程の調整に当たり，今年度予定していた受変電設備の定期点検（宮家全体の停電を伴う点検）時に工事実施を計画していたが，新型コロナウイルス対応により定期点検時期が延期され，現状実施時期が未定となり，指定部分工期内の施工が実質困難となったことから，指定部分工期を取りやめる。

随意契約調書

1	契約年月日	令和 2 年 12 月 11 日		
2	請負業者名	株式会社GSユアサ東京支社		
3	請負業者の住所	東京都港区芝公園一丁目7番13号		
4	工事件名	須崎御用邸直流電源装置修理工事		
5	工事場所	静岡県下田市須崎（須崎御用邸内）		
6	工事種別	電気工事		
7	工事概要	電力貯蔵設備 改設一式		
8	工期（自）	令和 2 年 12 月 12 日		
9	工期（至）	令和 3 年 2 月 26 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予定価格	3,278,000 円	2,980,000 円	95.6 %
	見積金額	3,135,000 円	2,850,000 円	
11	随契理由	<p>本工事は、須崎御用邸において平常時に直流電源装置の蓄電池へ充電を行い、停電時に同蓄電池より非常照明に電源を供給し、非常時（停電時）に室内の明るさを確保するための設備である直流電源装置の一部の部品を取り替え、ケーシング等を再使用する部分改修工事である。</p> <p>当該機器は、須崎御用邸本邸に必要な非常電気負荷にあわせ、受注生産されたものであり、また、当該機器を運転制御するための整流器制御基板（動作を司る部品）や動作部品、蓄電池等は機器製造メーカー固有の技術により製造され、整備工事終了後に、製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない詳細な内部構造や特性に精通していると共に、製造時のデータや状況に応じた詳細な試験運転が可能な技術資料を保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>従って、当該機器を製造したもの以外に本工事を施工させた場合、最適な機器の運転や適切な機能確認が極めて困難であるうえ、誤動作等、著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>当該機器設計・製造は日本電池（株）であるが、同社はユアサ電池と合併し、（株）GSユアサとなっており、当該機器を熟知している唯一の会社であるため、同社と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 1 月 18 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大島建設		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都杉並区高円寺南二丁目 2 3 番 1 4 号		
4	工 事 件 名	半蔵門内手洗所新築工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	屋外手洗所新築 一式		
8	工 期（自）	令和 3 年 1 月 19 日		
9	工 期（至）	令和 3 年 3 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	6,809,000 円	6,190,000 円	93.7 %
	見 積 金 額	6,380,000 円	5,800,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、半蔵門内において手洗所を新築するものであり、契約業者を含めた6者により指名競争入札を行う予定としていたところである。</p> <p>当該指名競争入札は、令和2年12月23日に指名通知を发出し、令和3年1月8日に開札を行う予定としていたところ、指名通知发出日以降、令和3年1月7日までの間に契約業者を除く5者が入札を辞退したため入札が成立せず不調となったが、本工事に係る施設は当庁として必要な施設であるため、本年度中に完成させる必要がある。</p> <p>本来であれば、再度の指名競争入札手続きに移行するところ、これを行なった場合、十分な工期を確保することが困難となるため、早急に契約しないとその機会を失うこととなるが、当該指名競争入札において契約業者は指名業者中、唯一入札を辞退しなかった者であり、ヒアリングの結果受注意欲も高いことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第99条の2に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和3年1月18日
2	請負業者名	株式会社大島建設
3	請負業者の住所	東京都杉並区高円寺南二丁目23番14号
4	工事件名	半蔵門内手洗所新築工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	屋外手洗所新築 一式
8	工期（自）	令和3年1月19日
9	工期（至）	令和3年3月30日
10	原契約請負金額	6,380,000円
11	変更契約年月日	令和3年3月23日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	▲ 2,420,000円
14	変更後請負金額	3,960,000円
15	変更理由	<p>I 半蔵門内手洗所新築工事 工事に伴う申請関係について、自治体との協議に時間を要したため、コンクリート基礎取設、電気設備、機械設備等を取り止める。 本工事で接続を予定していた既存污水管に詰まりが生じていることが判明したため污水管高圧洗浄を追加する。</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 1 月 29 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目15番2号		
4	工 事 件 名	皇居内第8変電所改修ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事 改修一式		
8	工 期（自）	令和 3 年 1 月 30 日		
9	工 期（至）	令和 3 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	64,757,000 円	58,870,000 円	99.9 %
	見 積 金 額	64,680,000 円	58,800,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，皇居内第8変電所改修，同幹線ケーブル敷設，御所御車寄段差解消，テラス床剥離等を補修する工事である。</p> <p>本工事は，現在施工中の「御所改修工事」における電気設備工事と同時並行的に実施する工事であり，一体の施設の改修を目的とする工事であること及び「御所改修工事」と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから，一貫した施工が技術的に必要と判断され，工期の短縮，経費の節減，安全・円滑かつ適切な施工を確保することができる唯一の者であるため，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき，同者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 2 月 5 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社松下産業		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都文京区本郷一丁目34番4号		
4	工 事 件 名	主馬班諸施設整備第2回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	厩舎等新築 一式		
8	工 期（自）	令和 3 年 2 月 6 日		
9	工 期（至）	令和 3 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	370,480,000 円	336,800,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	370,480,000 円	336,800,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、主馬班諸施設整備計画のうち、厩舎(1期)を建設する工事である。</p> <p>本工事は、国庫債務負担行為として予算措置されていたが、令和元年度に実施した入札の「不調」により当該年度中の契約に至らなかった案件であり、また入札結果から、事業計画の変更を余儀なくされたため、一体の構造物として施工する計画としていた工事を、令和元年度繰越明許費により施工する前工事（杭工事及び根切り、砕石地業、捨てコンクリートまで）と令和2年度予算により施工する後工事（基礎躯体から上部、埋戻し、内外装、設備工事等）に分離した工事の後工事である。</p> <p>本工事（対象となる後工事）は、前工事と一体の構造物（一体の構造物として完成してはじめて建築物としての使用を開始できるもの）の建設を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、責任分界点が不明瞭となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事である。</p> <p>また、本工事は前工事に引き続き施工される工事であるため、前工事で施工した仮設備が引き続き使用できる等、本工事の安全・円滑かつ適切な施工、工期の短縮及び経費の節減が確保できるものである。</p> <p>これらのことから、現在履行中の前工事の施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号イに基づき、前工事（主馬班諸施設整備工事）の契約相手方である株式会社松下産業と随意契約する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和3年2月5日
2	請負業者名	株式会社松下産業
3	請負業者の住所	東京都文京区本郷一丁目34番4号
4	工事件名	主馬班諸施設整備第2回工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	厩舎等新築 一式
8	工期（自）	令和3年2月6日
9	工期（至）	令和3年9月30日
10	原契約請負金額	370,480,000円
11	変更契約年月日	令和3年3月24日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	55,000円
14	変更後請負金額	370,535,000円
15	変更理由	<p>（建築工事）</p> <p>○埋戻し種別変更 工事現場近傍の空地を工事発生土の仮置きに使用できる調整が整ったため、埋戻し土の種別を原設計のA種（場外土）からB種（現場発生土）に変更する。</p> <p>○工事範囲追加 工事施工予定範囲のうち、現場施工検討の上、躯体工事，設備工事と同時施工が工程上有利な以下の項目を追加する。 階段ノンスリップ，自動給水器（馬房内）</p>

変更契約調書

第2回変更

1	請負契約年月日	令和3年2月5日
2	請負業者名	株式会社松下産業
3	請負業者の住所	東京都文京区本郷一丁目34番4号
4	工事件名	主馬班諸施設整備第2回工事第2回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	厩舎等新築 一式
8	工期（自）	令和3年2月6日
9	工期（至）	令和3年9月30日
10	原契約請負金額	370,480,000円
11	第1回変更契約年月日	令和3年3月24日
12	第1回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	第1回変更増減請負金額	55,000円
14	第2回変更契約年月日	令和3年6月4日
15	第2回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
16	第2回変更増減請負金額	36,740,000円
17	変更後請負金額	407,275,000円
18	変更理由	<p>【建築工事】</p> <p>○工事範囲追加 厩舎1期工事として施工する計画としていた工事のうち、原設計にて工事契約範囲外としていた未発注部分の工事を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部仕上（防水、タイル、木工、金属、塗装、内外装） ・ユニット及びその他 ・屋外塗装（発生土処分含む）

変更契約調書

第3回変更

1	請負契約年月日	令和3年2月5日
2	請負業者名	株式会社松下産業
3	請負業者の住所	東京都文京区本郷一丁目34番4号
4	工事件名	主馬班諸施設整備第2回工事第3回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	厩舎等新築 一式
8	工期（自）	令和3年2月6日
9	工期（至）	令和3年9月30日
10	原契約請負金額	370,480,000円
11	第1回変更契約年月日	令和3年3月24日
12	第1回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	第1回変更増減請負金額	55,000円
14	第2回変更契約年月日	令和3年6月4日
15	第2回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
16	第2回変更増減請負金額	36,740,000円
17	第3回変更契約年月日	令和3年9月22日
18	第3回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
19	第3回変更増減請負金額	10,230,000円
20	変更後請負金額	417,505,000円
21	変更理由	<p>施工時の詳細検討等により、以下の変更を行う。</p> <p>【建築工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋根内樋取り止め 屋根面雨樋（内樋）及び堅樋を取り止め、雨落ち側溝（グレーチング蓋）を追加する。 ○屋根下地、軒天仕上材及び塗装種別変更 屋外に面する部分の屋根下地、軒天仕上材及び塗装種別を変更する。 ○発生土処分取り止め 現場発生土のうち、「主馬班諸施設整備工事（2期）」の厩舎解体後埋め戻し土として使用可能な土量の搬出处分を取り止め、現場近傍に運搬集積に変更する。 ○解体（屋外）追加 藁分離槽の工事に伴い支障となる生垣及び木柵撤去を追加する。 ○埋蔵文化財調査追加 工事施工時に実施することとしていた、藁分離槽工事及び機械設備工事にて土掘削を行う範囲の埋蔵文化財調査を追加する。 <p>【電気設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電灯設備 ・照明器具、照明スイッチ及び配管配線を変更する。 ○構内情報通信網設備 ・LANコンセント及び配管配線を変更する。 ○構内交換設備 ・電話機、電話コンセント及び配管配線を変更する。 ○火災報知設備 ・火災感知器及び配線配管を変更する。 ○構内配電線路・構内通信線路 ・ハンドホール及び屋外配管配線を変更する。 ・受変電設備の改設内容を変更する。 ・所内停電作業に伴い、仮設発電機の設置作業を追加する。 <p>【機械設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空調和設備 ・パッケージ形空調和機の仕様を変更する。 ・エア送風ファンの仕様及び台数を変更する。 ・除湿器及び配管類を追加する。 ○換気設備 ・全熱交換ユニットの仕様を変更する。 ・ダクト類を変更する。 ○衛生器具設備 ・衛生器具類及び配管類を変更する。 ○排水設備 ・配管類を変更する。 ○屋外排水設備 ・仮設用汚水ポンプ及び配管類を追加する。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 3 月 2 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸各所修繕第2回工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事 一式		
8	工 期（自）	令和 3 年 3 月 3 日		
9	工 期（至）	令和 3 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,036,000 円	2,760,000 円	99.6 %
	見 積 金 額	3,025,000 円	2,750,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、常陸宮邸私室棟において、内装改修を行う工事である。</p> <p>本件施工場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる部分であり、御生活や行事に合わせ、制約（工事中断など）を受けながら工事を行うことが必要である。これらの条件のもと、確実に施工を完了させるためには、下地納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有し、上記の条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		